

お知らせ

会計年度任用職員の募集に関するお知らせ

【共通事項】

- ・時間 週 29 時間以内
- ・手当 通勤手当、期末手当、勤勉手当（町の規定）
- ・社保 原則、健康保険、厚生年金、雇用保険に加入

一般事務

業務 一般事務 **要件** 学校教育法による高等学校（大学院、大学、短期大学および高等専門学校の卒業を含む。）を卒業または令和7年3月卒業見込みの方
報酬 月額12万円程度～ **人数** 若干名 **場所** 役場本庁舎・ゆとろ **提出** 当別町会計年度任用職員任用申込書（総務課窓口、西当別支所に備え置くほか、町ホームページからダウンロードください）または履歴書。**期限** 令和7年1月31日（金）※期限後も随時申込可 **問** 総務課人事係（☎ 23-2330）

スクールソーシャルワーカー

業務 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関との連携・接続等 **要件** 普通自動車運転免許証を有する方。社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する方またはこれに準ずる教育や福祉に関して専門的な知識・技術を有し、教育や福祉分野で活動経験をもとに関係機関と連携することができる方・実務経験のある方優遇 **報酬** 18万2,100円程度（保有資格、職歴で変動） **人数** 1名 **場所** 町教育委員会（役場本庁舎内）、町内の小・中・義務教育学校 **提出** 履歴書、本人の住民票、運転免許証の写し、資格を証明する書類の写し（保有者のみ）**期限** 令和7年1月10日（金）**問** 学校教育課学校教育係（☎ 23-2689）

会計年度任用職員は、地方公務員法に基づき1会計年度内（4月から翌年3月の間）を任期（更新制度有り）として任用する非常勤職員です。町の業務上で任用が必要となった際にあらかじめ登録された方の中から選考し採用します。なお、登録いただいても必ず採用になるものではありません。

学力向上推進講師

業務 町立学校の児童・生徒に対する教科の指導および補助等 **要件** 教員免許を有する方 **報酬** 月額18万円程度（職歴で変動） **人数** 2名（英語）、2名（算数・数学） **場所** 町内の小・中・義務教育学校
提出 履歴書、教員免許状の写し、資格を証明する書類の写し（保有者のみ）**期限** 12月20日（金）**問** 学校教育課教育企画係（☎ 23-2689）

学校管理人

業務 学校管理業務（校地内清掃業務、環境整備業務、施設設備維持管理業務、書類使送等） **要件** 普通自動車運転免許証を有する方 ※危険物取扱者資格を有する方優遇 **報酬** 月額17万2,000円程度（職歴で変動） **人数** 1名 **場所** 町内の小・中・義務教育学校 **提出** 履歴書、本人の住民票、資格を証明する書類の写し（保有者のみ）**期限** 令和7年1月10日（金）**問** 学校教育課学校教育係（☎ 23-2689）

子ども発達支援センター指導員

業務 発達に心配のある児童、児童への療育支援 **要件** 保育士、幼稚園、小学校教諭、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、いずれかの資格必須。※実務経験のある方優遇 **報酬** 15万400円～17万800円 **人数** 若干名 **場所** 当別町子ども発達支援センター **提出** 履歴書、本人の住民票、資格を証明する書類の写し **期限** 随時面接を行います。**問** 子ども未来課子ども係（ゆとろ内・☎ 23-3024）

広 告

広 告

被保険者証・マイナンバーカードに関するお知らせ

12月2日以降の被保険者証について

12月2日から、現行の被保険者証は新たに発行されず、マイナ保険証（保険証利用登録をされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行します。現在、使用している被保険者証は下記の期限まで使用できますので、捨てずにお持ちください。

有効期限

・国民健康保険 ・後期高齢者医療保険	被保険者証に記載
その他勤務先の健康保険等	被保険者証に記載（記載がなければ最長令和7年12月1日。 詳しくは加入の医療保険へ）

有効期限が切れる方などに「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が申請不要で交付されます。マイナ保険証をお持ちでない方もこれまでどおりの保険診療を受けられますのでご安心ください。

注意事項

令和7年7月末までに新たに後期高齢者医療保険の資格を取得する方には、マイナ保険証の保有状況に関わらず資格確認書が交付されます。

また、マイナ保険証を使用して医療機関で確認できるのは、保険の資格情報と限度額適用認定証等（特定疾病療養受療証は申請済の方に限る）のみです。

子ども医療、重度医療、ひとり親医療等の受給者証はこれまで通り、紙の受給者証を提示ください。

12月2日以降もマイナ保険証の有無に関わらず
国民健康保険の加入や脱退の手続きは必要です。

マイナ保険証については、広報10月号にも掲載していますので併せてご覧ください。

問 住民課国保・後期高齢者医療係（☎ 23-2463）

カードを健康保険証として利用するには

利用には、次のいずれかの方法で事前の登録が必要です。利用登録は初回時のみで、登録にはマイナンバーカードと4ケタの暗証番号が必要です。

- ①医療機関・薬局の受付で登録
- ②マイナポータルで登録
- ③セブン銀行ATMで登録

詳しい登録方法は厚生労働省ホームページをご確認ください。また、住民課窓口では登録のサポートも実施しています。

問 住民課戸籍年金係（☎ 23-2463）



厚生労働省

ホームページ

マイナンバーカードの申請サポートを実施

申請が不安な町民の方を対象に、マイナンバーカードの申請サポートを実施します。

サポートをご希望の方は、サポート日の3日前までに予約が必要です。なお、当日は顔写真の撮影があるため、申請者本人がお越しください。

申請サポート

【戸籍年金係窓口】 12月12日（木）、1月10日（金）、2月6日（木）、3月14日（金）

【西当別支所】 12月20日（金）、1月16日（木）、2月14日（金）、3月13日（木）

受付 9時～11時30分、13時15分～16時

15分 携 個人番号通知カードまたは個人番号通知書、本人確認書類（免許証等）、住民基本台帳カード（お持ちの方）

予約 予約フォームまたは戸籍年金係（☎ 23-2463）へご連絡ください。予約フォーム



広 告

広 告